

青少年の有害環境と条例規制（上）

覚 正 豊 和

はじめに

1. 有害図書問題

- (1) 有害図書問題とその経過
- (2) 「青少年とマンガ・コミックスに関する調査」の概要

2. 有害図書と表現の自由

3. 被害者なき犯罪と有害図書

4. 千葉県青少年健全育成条例と佐倉市の施策

（以上本号）

5. 千葉県青少年健全育成条例に基づく佐倉市の調査

6. 千葉県青少年健全育成条例に基づく佐倉市の調査結果とその対策

おわりに

はじめに

環境権の保障は、公害による汚染はもちろん、酸性雨、地球温暖化、砂漠化、熱帯林破壊、オゾン層破壊といった地球環境破壊に対して、さらには放射能汚染など生命と健康維持のために必要不可欠なもののみならず、社会の善良な風俗、性秩序など、わたしたちの良好な環境を創設し維持するためにも保障されなければならないはずである。（注1）

ところで、今日、とくに青少年の良好な環境をおびやかすものとして、いわゆる有害コミックの問題が生じてきている。かかる問題は、教育的視点、人権的観点および地域環境の視点からも新しい問題としてとりあげられる必要性が高まっている。それは、たとえば有害コミックをめぐり、規制を強化しようとする傾向の高まりから、現行の青少年健全育成条例の改正、自販機による有害図書販売規制が全国的規模で行なわれてきていることは周知の通りである。

しかしながら他方において、有害図書規制等の問題は民主主義の根幹である言論、表現の自由の制限につながるものである。（注2）またさらに、性的欲求とその充足は人間の本性に根ざしたものであり、これに関連する行為の統制、すなわち、法的制裁等（処罰）は、社会の性的秩序と憲法に保障された基本権との比較衡量の問題でもある。

それは、はたして法による保護対象としてなるものであるか。また、性風俗という道徳的価値を法などによって強制すべきであるか。さらには、猥褻、羞恥心概念、見たくない立場の保護など、多くの問題が残されるところもある。

そもそも、なにが有害で、なにが無害かは個人の判断で相異するし、また法システム等によって支えられる、合法的行動と非合法的行動

との間の差異は、一般的にはそれぞれの民族・国民のもつ文化において独自なものであり、また、その文化の中で承認されているさまざまな種類の合理化のしかたによって異なるものである。このように考えてみると、有害図書がなぜ規制されなければならないかという問題は、なぜ、それらを規制しなければならないかの問題、また、なぜそれを規制しなくともよいのかの課題へと発展させなければならない。

そこで本稿では、青少年の健全な環境を維持するうえで問題となる有害図書等の規制のあり方をめぐり、表現の自由との関係、そして有害図書処罰等について、さらには千葉県青少年健全育成条例と佐倉市の施策および佐倉市が実施した具体的調査をもとに、環境問題解決に向けて実証的に考察していきたい。

1. 有害図書問題

(1) 有害図書問題とその経過

1990年代前半において、いわゆる「有害コミック」と呼ばれる有害図書は社会問題化し、各地で青少年健全育成条例の改正があいついだ。そこで、こうした改正において考えなければならないことは、その改正が、自然発生的になされたものであるのか行政機関の先導型でなされたものであるかが勿論重要となってくる。なぜならば、今日においては地域環境の問題は住民らの意識によりなされるものであって、行政機関の先導によるべきものではないとされるからである。^(注3)

これら規制運動の契機は、1990年8月、和歌山県田辺市の「コミック本から子供を守る会」のとり組みにはじまったものである。そして、この動

きは、全国各地に急速に及んだ。やがて、警察が有害コミックを原因とする少年の性非行が多発しているというキャンペーンを展開し、一部の書店の店長が逮捕されるというような事件も起こり、規制を求める動きは一層強まっていった。1991年5月には、衆議院の内閣委員会でコミックの性描写の規制を求める請願が採択され、7月には、東京都議会や大阪府議会でもコミック規制の本格的な討議が開始されるという状況が生まれてきた。

こうした動きに対して、1991年の秋以降、作る側、出版する側でも出版労連とか日本ペンクラブなどが、表現の自由に対する制約につながるという見解を示し条例改正に反対を表明した。このような中において、12月には、これまで自由と人権擁護という観点から、条例中に有害図書規制という条項を設けていなかった広島県、大阪府および京都府で、一挙に強力な規制を可能にする条例改正がなされた。そして残された地区としては、条例のない長野県、東京という状況になった。

こうした動きの特徴としては ①条例改正の急速化 ②全国的規模に行なわれたことである。そして、1992年1月、政府は「出版販売等の業者の自主規制については、条例の制定・改正を通じて、更にその徹底を図るよう指導を行っていきたい。」という見解を発表し、当面は、条例による規制を強め、将来的には、有害図書から青少年を保護する法律を制定したいという見解を表明した。

(2) 「青少年とマンガ・コミックスに関する調査」の概要

財団法人日本性教育協会は、1991年4月から1992年4月まで「青少年とマンガ・コミックス

に関する調査を行った。^(注4)

本調査の内容は、第1に青少年（中学・高校生）が接しているマンガの量と質について、第2に彼等がマンガ雑誌やコミックスからどのような情報を得ているかを知ることとした。そして第3には、現代の青少年が経験する、いわゆるサブカルチャーとしての規範意識や性意識・性行動の実態を調べ、先の2つの軸を中心に、従来からも言われている家庭環境などの社会背景をからませて分析を行なつたものである。

調査対象となった地点は東京、長野、岡山の三都市で、対象者は中学生男女各450名、高校生男女各450名の計1,800名であった。

この調査結果を概観すると、図1のコミックスとマンガ雑誌の読書状況の比較からも明らかのように、現代の中学生・高校生がマンガ雑誌やコミックスにどのくらい接しているかをみると、「1ヶ月にどのくらいマンガ雑誌・コミックスを読みますか」の質問に対する回答結果は、マンガ雑誌を、「1冊も読まないことが多い」と答えた者が1割～2割いることがわかり、男女別でみると中学生、高校生ともに1冊も読まない女子は男子のほぼ2倍（中男8.5%、中女16.7%、高男10.7%、高女21.0%）することがわかった。1～2冊読む者は中学・高

校ともに女子が男子の2倍近い（中男25.3%、中女46.8%、高男22.7%、高女47.7%）。1ヶ月に3～5冊、6～10冊、11冊以上読む者の男女差は、いずれも男子の方が2～3倍から10倍近くいる。またコミックスの読書量では、男女差はマンガ雑誌に比べてそれほど大きくないことがわかった。これらマンガ雑誌、コミックスの読書量を合わせてみると、わが国の青少年の3分の2の者は、月に数冊から10冊近くのマンガ本に接しているのである。また、月に6冊以上読む者を多読層としているが、マンガ雑誌多読層は男子で29.2%、女子で8.0%、コミックスでは男子21.7%、女子で、11.8%と男子に多読層が多い。以上のことから、現代の中学生・高校生にとってマンガは特別な情報媒体ではなく、ごく普通のというよりも不可欠のメディアとなっていると言えることができる。

つぎに、青少年がどのようなマンガを好んでいるかについては、図2に見られるように、男女を合わせて圧倒的に好んで読まれているマンガは、気楽に笑えるギャグマンガであり、ついで心に残る感動マンガ、今の若者の異性に対する気持ちを描いた中高生を主人公にしたマンガであった。その他、男性にはアクションマンガが支持され、女性には友情をテーマにした青春マ

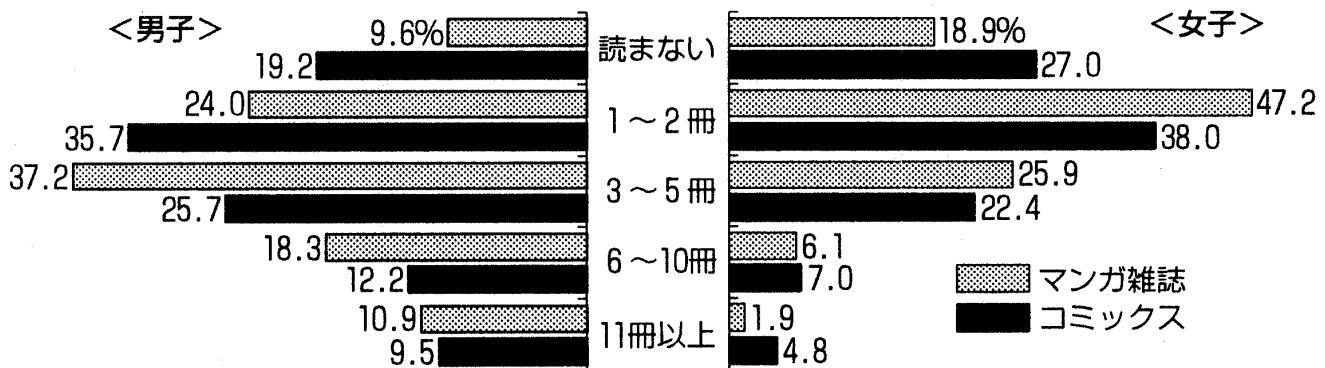


図1 コミックスとマンガ雑誌の読書状況の比較

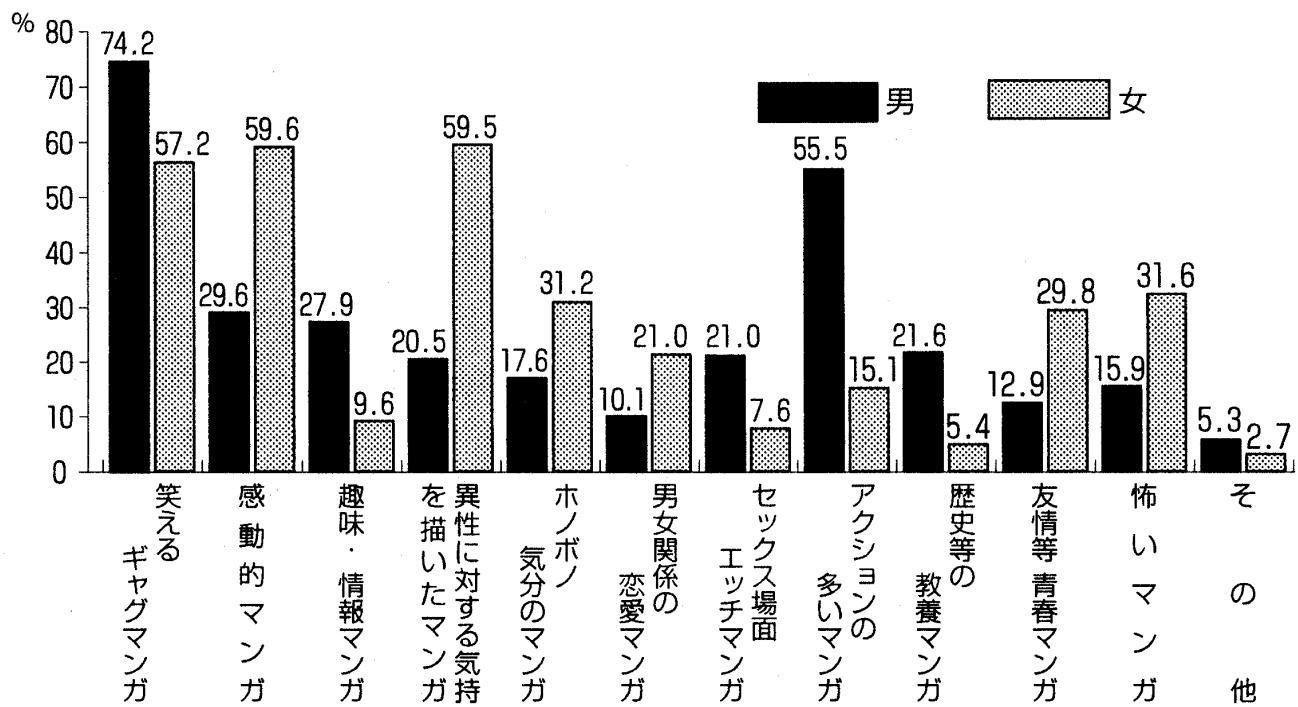


図2 好きでよく読んでいるマンガ

ンガ、怖いマンガ、ホノボノマンガが好まれている一方、有害（不健全）図書として騒がれる、セックスの場面などのシーンが多いマンガや、大人の男女関係を描いた恋愛マンガは、好きなマンガの11のジャンルからみても、6、7番目に過ぎず、性への関心が最も高い中学、高校生

にとってすら、エッチなマンガは大きな比重がかかっていないことが明かにされた。さらに、中学、高校生が性に関する知識や情報をどこから得ているかについての調査結果をみると、表1に明らかなように、どのような性に関する知識でも、出現率の高いアイテムは先輩、同性の

表1 次のようなことについて知りたいとき、あなたはなにを参考にしたり、誰にきいたりしますか

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位
同じ年頃の異性の気持ち	男 先輩・同性の友人	自分で考える	週刊誌・雑誌	異性の友人	テレビ	マンガ・コミック
男女関係や恋愛	女 先輩・同性の友人	週刊誌・雑誌	自分で考える	異性の友人	マンガ・コミック	テレビ
男女のからだのしくみ	男 先輩・同性の友人	週刊誌・雑誌	学校の授業・先生	テレビ	自分で考える	マンガ・コミック
月経・射精	女 週刊誌・雑誌	先輩・同性の友人	学校の授業・先生	自分で考える	テレビ	マンガ・コミック
マスターべーション	男 先輩・同性の友人	週刊誌・雑誌	自分で考える	マンガ・コミック	ビデオ	学校の授業・先生
セックス(性交)	女 週刊誌・雑誌	先輩・同性の友人	異性の友人	学校の授業・先生	辞書・辞典	自分で考える
妊娠・避妊	男 先輩・同性の友人	週刊誌・雑誌	ビデオ	自分で考える	テレビ	マンガ・コミック
性病(性に関する病気)	女 週刊誌・雑誌	先輩・同性の友人	テレ	学校の授業・先生	マンガ・コミック	異性の友人

青少年の有害環境と条例規制（上）

表2 あなたにとって、セックスとはどんなイメージですか (%)

	はい		いいえ		言葉の意味がわからない		実数(人)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
思いやり	38.6	31.2	44.2	52.3	17.2	16.6	885	882
愛にみちた	73.6	77.4	18.7	15.1	7.7	7.5	897	885
本能的	77.3	72.2	16.1	14.7	6.6	13.2	896	887
人間的	72.1	68.0	21.1	19.1	6.8	12.9	895	885
気軽な	15.5	11.7	79.6	83.7	4.9	4.6	890	892
恥ずかしい	53.2	66.8	43.2	29.6	3.6	3.6	894	889
秘密の	60.7	58.9	30.5	29.5	8.8	11.5	898	884
誇らしい	25.9	17.0	54.3	56.7	19.8	26.3	888	870
不潔な	10.4	13.7	81.0	78.0	8.6	8.3	894	882
快樂	65.1	36.4	24.1	42.5	10.8	21.1	889	862
美しい	42.6	28.5	45.6	55.7	11.8	15.8	890	869
情熱的	65.9	64.9	22.8	23.5	11.3	11.5	891	875
お金がかかる	22.3	9.6	64.8	77.2	13.0	13.2	894	874
自然な	70.5	78.2	21.7	14.9	7.9	6.9	891	879
あこがれる	53.3	27.5	38.8	64.1	7.9	8.4	884	862
お金がもうかる	6.1	7.7	83.9	81.7	10.0	10.6	890	884
価値がある	37.8	31.0	47.2	53.4	15.0	15.7	887	869
おろかな	9.8	8.6	81.2	76.8	9.5	14.6	888	879
神秘的	49.6	44.4	35.9	35.3	14.5	20.3	891	878

友人、週刊誌、雑誌であった。ベスト3の中でもみると、先輩・同性の友人は男女共に全ての項目であげられ、ついで週刊誌・雑誌が男女それぞれ3項目を占め、以下、学校の授業、先生、自分で考える、テレビの順となっている。知りたい性知識の項目を内容からみてみると、同じ年頃の異性の気持ち、男女関係や恋愛などの心理的なこと、マスターべーション、セックスなどの性行動に関するこの情報源は先輩・同性の友人、週刊誌、雑誌が中心となり、男女のからだのしくみなどの生理的な情報源として学校の授業、先生が重要な位置を占めていることが

わかった。しかし、マンガやコミックスは、情報源としてあげられるのは5位から6位であり、現在の若者からみれば、マンガは性情報源としては低い位置にあることがわかった。また、現代社会において、現代の若者がもつ性へのイメージについての調査結果は表2のとおりである。被調査者1,800名の全体の回答をみてみると、「愛に満ちた」という言葉に反応した者が75.5%ともっとも高く、ついで本能的(74.8%)自然的(74.3%)人間的(70.1%)情熱的(65.4%)の順になっている。いずれにせよ、現

代の若者がもつ性へのイメージは極めて肯定的で解放的であることがわかる。しかし、恥ずかしい(60%)秘密の(59.8%)神秘的(47%)といった言葉に反応する者も少なくなく、その意味から、性に対して、いい意味での抑制の利いた考えをもっているとも言える。また、気軽な、不潔な、おろかななどに対する言葉には否定的に反応することからみて、現代の中学生・高校生の性イメージ、性意識は実に健全であると言うことができよう。

ついで、現代の若者がもつ特徴的な生活態度や規範意識について調べてみると、表3において

表3 あなたは次の意見にどのくらい賛成しますか

	賛成 (%)		どちらとも言えない		反対		実数(人)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
たとえ先生や親でも、理由によってはなぐってもいい	49.3	32.0	29.8	45.1	20.9	22.8	893	893
頭でわかるより、フィーリングがピッタリするほうが大切だ	44.5	44.8	52.0	53.2	3.6	2.4	843	817
世の中で成功するかどうかは「ツキ」しだいだ	35.2	25.6	45.1	55.7	19.6	18.7	891	889
ブランド品やめだつ服を身につけるのはカッコいい	24.0	16.8	51.7	60.0	24.3	23.2	893	893
おとの世界はきたないことばかりだ	33.5	24.2	54.6	65.6	11.9	10.2	892	892
世の中、お金さえあれば、何でも思いどおりになる	20.6	14.7	38.8	42.4	40.6	42.9	892	891
セックスでお金をかせぐことは悪いことではない	16.3	10.0	38.7	33.2	44.9	56.8	888	892
女は結婚したら家庭にはいって家事、育児だけをするほうがよい	28.7	18.5	51.9	39.6	19.4	41.9	892	893
女がいくら努力しても男にはかなわない	16.9	11.2	46.1	34.4	36.9	54.4	891	890
将来のために、今の楽しみをがまんするのはつまらない	42.7	47.4	42.9	42.7	14.4	9.9	889	889

わかるように、青少年に共通する8つの生活態度の特徴と性差別や性別役割観についての調査結果、「たとえ先生や親でも、理由によってはなぐってもいい」(暴力肯定)「頭でわかるより、フィーリングがピッタリする方が大切だ」(感覚重視)「世の中で成功するかどうかはツキしだいだ」(努力の軽視)「ブランド品やめだつ服を身につけるのはカッコいい」(虚栄)「おとの世界はきたないことばかり」(大人不信)「世の中、お金さえあれば、何でも思いどおりになる」(押金主義)「セックスでお金をかせぐことは悪いことではない」(性の商品化)等からは、享楽主義、感覚重視、目上者への暴力肯定に賛成する者が45.1%、44.4%、40.8%であり、努力の軽視(30.4%)、大人不信(28.9%)、性の商品化(肯定13%、否定50.9%)、押金主義(肯定17.7%、否定41.8%)の順となっている。男女差があるとはいえ、目上者への暴力肯定、感覚重視、享楽主義が現代の中学生・高校生に共通してみられる生活態度、規範意識であると言える。

青少年の文化的生活態度や規範意識にひきづき、大人の目からみて問題を含むと思われる行為すなわち、テレクラやダイヤルQ₂の

利用、大勢で1人の友達をいじめる、異性をナンパする・ディスコやカラオケボックスに行くという3つのカテゴリーに関する17の行為の経験の有無を調べてみた。その結果は表4のとおりで、男女をとおして最も経験率の高いものは、ディス

表4 今までに次のようなことをしたことがあったら、○(いくつでもよい)をつけてください (%)

	男	女
深夜に盛り場を歩きまわる	34.2	22.3
テレクラやダイヤルQ ₂ を利用する	19.7	27.1
友達とディスコやカラオケボックスに行く	64.3	81.2
人をおどして金や品物をとりあげる	8.5	1.0
店から品物を黙って持ってくる	31.8	15.7
大勢でひとりの友だちをいじめる	23.0	18.5
学校をサボる	33.8	31.4
けんかして相手にケガをさせる	32.5	7.7
おいてある自転車やオートバイにかってに乗る	23.0	8.7
無断外泊をする	19.7	11.5
タバコを吸う	38.3	19.4
暴走行為をする	10.9	2.7
異性をナンパする	15.1	4.1
シンナーなどを吸う	2.7	2.2
友だち同士で酒を飲む	52.7	55.8
家の金を黙って持ちだす	24.6	15.2
家出をしたことがある	12.2	11.2
実数(人)	695	676
NA(人)	205	224

コヤカラオケに行くこと、女子高校生では91.1%、男子高校生で84%であった。ついで友達と酒を飲む（高校男75.9%、高校女74.3%）学校をサボル（全体男33.8%、全体女31.4%）となっており、女子の方に経験の高いものはディスコ・カラオケとテレクラやダイヤルQ₂（全体男19.7%、全体女27.1%）であった。

2. 有害図書と表現の自由

有害図書等の規制にあたり、最初に考えなければならないのは、憲法上の表現の自由とモラルへの法の介入という視点からの問題である。憲法第21条は、一項で「集会・結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」を保障し、二項で検閲を禁止し通信の秘密の不可侵を保障している。本条の文言、「その他一切」からも、あらゆる種類、形態、方法の表現が本条の保障対象と解せられてきている。^(注5)その結果、社会の治安を乱し、善良な風俗に反すると認められる図書等であっても、検閲により事前に規制することは許されるものではなく、行政権により発売禁止処分も認められないと解せられている。^(注6)したがって、図書等が刑法第175条に規定される猥褻文書に該当する場合においても司法権による事後規制のみが可能なのである。いうまでもないが、そのような場合の制限事由としては、基本的人権と公共の福祉との関係の問題として促えていかなければならない。そして、行政権による事前規制はもとより、事後に刑事责任を問う場合にあっても、罪法定主義の観点からもその処罰の根拠および要件を厳密に明記し、自由権の保障を徹底していかなければ

ばならないはずである。この点について佐藤功教授は、「立法に当っては、何らかの言論が、放任されていれば、将来害悪をもたらすであろうという単なる推測や仮定のみに基づいてこれを制限することは許されないのであり、具体的に、特定の言論が生み出す害悪が明らかにされた上で、その場合にその害悪を防止するための必要最小限の制限の方法が厳密に定められていなければならない。すなわち、言論などの自由を一般的に制限・禁止するような法律や、規定が不明確であって、規制が乱用される余地を残しているような法律は違憲であるというほかない。」との見解を示すところである。^(注7)もちろん、表現の自由が「公共の福祉」といった抽象的基準によって制約されたとしたなら、この権利保障そのものが骨抜きとなってしまう。それゆえに、その制約の基準をめぐっては、多くの論議の求められるところもあるが、この権利は優越した地位を占めると考えられていている。すなわち、表現の自由は、個人の自己実現に不可欠であること。また、表現の自由は真理に到達するために欠くことのできない権利であること。^(注8)国民の自己統治にとって欠くことができない権利であること。そして社会の安定と変化の間の均衡にとっても大切な権利だからとされている。^(注9)また、アメリカの憲法判例において確立され、わが国においても妥当とされる表現の自由と制約し規制する立法の合憲性の判断基準としては、(1)「優越的地位の理論（二重の基準論）」がある。これは表現の自由を中心とする精神的自由な人権のカタログにおいて経済的自由よりも価値の高い優越的地位（preferred position）にあるのであるから、そ

の制約は原則として許されず、例外的に制約されることがあったとしても、経済的自由の制約原理より厳格な基準でなされるべきものであるとするものである。つぎに、(2)「明白かつ現在の危険 (clear and present danger) の原則」があげられる。この原則は、表現の自由の行使によって重大な害悪が生ずるという緊急の切迫した危険があり、表現行為を阻止する以外の手段では、害悪の発生を防止できず、表現行為と害悪の発生の間に一触即発のき関係がある場合に、「明白かつ現在の危険」があるとされ、表現の自由が制約されるとするものである。さらに、(3)「明確性 (definiteness) の原則」がある。これは「漠然性 (vaqueness) の故に違憲の原則」とも称されるものであり、表現の自由を規制する立法の文言は明確であることが要求され、それが漠然として不明確であり場合にはその法律は違憲とされるとするものである。そして、今日、(4)より制限的でない他の選び得る方法 (L R A [less restrictive alternative]) の原則」があげられる。^(注10)

それゆえに、たとえ有害図書といえども法による保護対象としてなじむものであるといえるか。すなわち、本稿で論じようとする青少年に対する有害図書であっても、公共の福祉観点からそうした規制対象とすべきかを検討していかなければならない。今までの研究成果としては、猥褻図書等が直接犯罪・非行の原因になりうるか否かについては科学的証明がなされていない。^(注11) ^(注12) さすれば憲法で保障される表現の自由を条例により規制することは、どのように考えるべきかが問題となるのである。

3. 被害者なき犯罪と有害図書

有害図書等の処罰をめぐっては、近年「被害者なき犯罪」(victimless crime) が主張されるようになってきた。^(注13) これは、刑事司法作用としては国家が、モラリズムないしパトーナリズムの立場から国民にモラルを押し付けてはならないとする犯罪の非犯罪化(de-criminalization) の主張を背景とするものである。なぜならば、ある行為が法的非難がなされるのは、その害の重大性、切迫性、可能性が価値評定されなければならないが、被害者なき犯罪は具体的侵害が認められず、また具体的被害を生じることなく、これらの条件に欠けるばかりか法執行により道徳を強制することは、近代社会がとるべき刑罰の謙抑主義に反するもので、法と道徳を分離を前提とした多様な価値観の共存を認める社会構造にも抵触することになる。アメリカにおいても被害者なき犯罪は1950年代まで明確な概念がなく、被害者と加害者の関係を考慮に被害者に側った犯罪理論はなかったといえる。このような理論は最近とりあげられている被害者学の発展とおおいに関連するものである。

一般に被害者なき犯罪の現況は、猥褻図書(ポルノ関係犯)、売春、同性愛、薬物の自己使用(とくにマリファナ使用)、墮胎、賭博、浮浪などがある。こうした犯罪のなかにあって、猥褻図書等にあっては、その保護法益は通設として公衆の性的風俗ないし性秩序であるとされる。この立場からは、猥褻に関する行為は原則として処罰されるべきであることになろう。だが、猥褻を個人の自由に対する侵害とする立場からは、見たくない自由を侵害しないかぎり、原則とし

て処罰されるべきではないことになる。このように、猥褻犯罪の実質については、侵害という観点からはまったく結論を異にするものであり、また、猥褻物ないし行為の犯罪としての実態は必ずしも明らかでなく、最高裁判例「社会を道徳的頽廃から守る」（最大判昭32.3.13 刑集11-3-997）ために処罰すると示したことよりも明らかなように、リーガル・モラリズムが猥褻処偶の根拠となっている。^(注14)それゆえ、単に風俗に対する有害性もしくは青少年に対する有害性または「見たくない自由」に対する侵害といった法益侵害の面だけではなく、最終的には通常の社会生活基準すなわち社会倫理規範に違反するものかどうかを基準としている猥褻性の検討をしなくてはならないことになる。

ここでリーガル・モラリズムとは、国家は道徳ないし倫理秩序の維持を目的として刑罰を用いるべきであるとする考え方をいう。^(注15)この考え方によると、社会は道徳的な絆を基盤として成立しているのであるゆえ、犯罪の本質は道徳ないし倫理規範違反にあるとされる。リーガル・モラリズムは、欧米の刑法思想を支配してきたものであるが、第二次対戦後の価値観の多様化に伴って、道徳も多元的であり、そのなかの一つの道徳を取り出して強制するのは権威主義にはかならないと批判されている。また、リーガル・パターナリズムとは、国家は、家父長的な見地に立って「被害者を彼自身から守る」ために刑罰を用いてよいとする考え方をいい、自殺、薬物の乱用などの自損行為、被害者の同意に基づく行為も本人を保護するために処罰すべきであるとする考え方である。しかし、第二次世界大戦後、自己決定ないしプライバ

シーの権利が強調されるようになり、このような国民の後見人としてその立居振舞いまで国が介入する家父長的干渉に対する批判が高まってきていることはいうまでもない。

4. 千葉県青少年健全育成条例と 佐倉市の施策

佐倉市は、昭和39年11月1日、条例第64号として制定された千葉県青少年健全育成条例によって、有害図書規制にあたっている。（第10条乃至第11条）

本条例は「青少年の健全な育成のため必要な環境の整備を図り、あわせて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止すること」（第1条）を目的として制定されたものである。（末尾資料参照）

佐倉市の施策としては、かかる条例に基づきその規制の実効の確保と趣旨の徹底を図るがため、各市町村で県が計画する調査以外に独自の計画を立てて重点立入営業所を中心に平成7年度、千葉県社会部長からの依頼により実施した下記調査がある。

1. 図書及び特定がん具等の自動販売機の実施調査 （6月22日付青第103号）

2. カラオケボックスの実態調査 （7月10日付青第117号）

3. 図書及び特定がん具等の自動販売機の実施調査 （11月20日付青第234号）

しかしながら佐倉市では、現状で実際に立入り調査を実施しているのは、自動販売機のみであり、カラオケボックスについては、調査の協力を得られない場合が多いということである。ま

た、自動販売機についても実際に設置が登録されているものの調査であり、現状をすべて把握しているものとはいがたい。また、さらには本条例第28条からも明らかのように、市町村においては、これらを取り締まる権限等はないために、現実的には、この調査だけが佐倉市における「千葉県青少年健全育成条例」に基づいて実施している施策であるということになる。

そこで次号においては、佐倉市の調査結果を踏まえ、青少年の有害図書等の有効的規制のありかたを巡り、その対策、展望をみていく。

注1 岩井昭二「環境・情報・イメージ」『現代の法と政治』4～6頁、日本評論社(1992年)では、環境の区別および市民の適切な政治行動をとるための条件との関わりについて言及している。

注2 花田達朗「放送の公共性から放送公共圏へ」公法研究第54号、101頁、有斐閣(1992年)政教研究所編「法と政治」61頁以下、弘文堂(1995年)篠原敏雄「市民法学の基礎理論」200頁以下、勁草書房(1995)をはじめ多くの論者が規制の問題性を挙げている。

注3 快適な環境を維持するための街づくりは、市民、行政、事業者が連携して取り組む必要がある。かかる視点を貫ぬくうえで考えなければならないことは、憲法上の保障である。また、住民自治の観点からも一般に住民意思の反映として条例を制定すべきものである。

注4 「現代性教育研究月報」vol. 10, No. 6, 1～7頁参照。

注5 同様の規定は、西ドイツ・ボン基本法第

5条1項「すべて人は、その意見を言語、文書、図面において自由に発表する権利を有する」、アメリカ合衆国憲法修正第21条「連邦議会は法律によって言論および出版の自由を制限することができない」等がある。

注6 最大判 昭59.12.12、民集38-12-1308。なお、下級審判決では、これと反対の立場を示すもの(東京高判 昭和56.12.24、行例集32-12-2315)。

注7 佐藤功「日本国憲法概説」171頁、学陽書房(1994年)。芦部信喜「講座憲法訴訟」第1巻、196頁、有斐閣(1988年)

注8 アメリカ連邦最高裁判所ホームズ裁判官は「思想の自由市場」論といっている。

注9 宮本栄三「現代日本の憲法」106頁、法律文化社(1995年)。

注10 T. Emerson, The system of Freedom of Expression 6-9(1970年)は、①自己実現、②知識の増進と真理発見、③自己統治、④社会の均衡と変化に及ぶものとしている。

注11、注12 菊田幸一「犯罪学」884頁、成文堂(1995年)。また、アメリカ合衆国に関する大統領委員会報告書(1970年)参照。

注13 Sauford H. Kdish, "The Crisis of Over-criminalization," The Annals 374 : 157-70 (pbv. 1967) William J. Hambliss, "A Sociological Analysis of the L & W of Vigilance," Social Problems 12 (11 : 66-77. (Fall. 1964)).

注14 菊田幸一:前掲書、43頁以下、大谷実「刑事政策講義」92頁、弘文堂(1990年)1990

注15 大谷 実・前掲書、93頁

資料

千葉県青少年健全育成条例

制定	昭和39年11月1日	条例第64号
改正	昭和46年10月25日	条例第62号
"	昭和57年12月23日	条例第38号
"	昭和59年12月14日	条例第34号
"	昭和60年12月23日	条例第33号
"	"	条例第36号
"	平成4年3月26日	条例第16号
"	平成6年3月29日	条例第8号

目 次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 優良興行及び優良図書等の推奨（第7条）
- 第3章 健全育成を阻害するおそれのある行為の防止（第8条～第23条）
- 第4章 審議会への諮問（第24条）
- 第5章 雜則（第25条～第27条）
- 第6章 罰則（第28条～第30条）
- 附 則

第1章 総 则

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成のため、必要な環境の整備を図り、あわせて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することを目的とする。

(条例の解釈適用)

第2条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであって、いやしくもこれを拡張して解釈し、県民の権利と自

由を不当に制限することがあってはならない。

(県民の責務)

第3条 すべて県民は、青少年の自主的な活動を助長し、青少年のための健全な環境をつくり、あわせて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為又は環境から青少年を保護するように努めなければならない。

(県の任務)

第4条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 青少年の組織する自主的な団体及び青少年を健全に育成することを目的とする団体の活動に対する指導及び援助
- (2) 青少年の体育、娯楽、語り合い、研修等のための施設の新設及び整備
- (3) 地域社会において青少年の指導及び育成に協力する者の確保及び養成
- (4) 公共的団体の行う前各号に掲げる行為に対する指導及び援助

(市町村の協力)

第5条 市町村は、青少年の健全な育成を図るため、前条に掲げる県の行う施策に協力するよう努めるものとする。

(定義)

第6条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監、雇用主その他の者であって、青少年を現に監護するもの

をいう。

- (3) 興行 映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見せ物を、公衆に見せ、又は聞かせることをいう。
- (4) 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真及び映写フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、録音盤その他映像又は音声が記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声が再生されるものをいう。
- (5) 特定がん具等 性的感覚を刺激するがん具その他の物品及び人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあるがん具その他の器具をいう。
- (6) 自動販売業者 自動販売機による図書等又は特定がん具等の販売を業とする者をいう。

※一部改正（平成6年条例第8号）

第2章 優良興行及び優良図書等の推奨

第7条 知事は、興行又は図書等の内容が青少年の健全な育成のために特に有益であると認めたときは、これを推奨することができる。

※一部改正〔昭和57年条例38号・平成6年8号〕

第3章 健全育成を阻害するおそれのある行為の防止

（興行者等の自主規制）

第8条 興行を主催する者若しくは興行を主催する者の団体又は図書等を販売し、頒布し、交換し、若しくは貸し付けること若しくは読ませ、聞かせ、若しくは見せること（興行を除く。以下「販売等」という。）を業とする

者若しくは図書等の販売等を業とする者の団体は、興行又は図書等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、緊密な連絡のもとに、当該興行を青少年に観覧させ、又は当該図書等の青少年に対する販売等をしないように努めなければならない。

- (1) 性的感覚を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (2) 粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - 2 特定がん具等の販売を業とする者は、特定がん具等の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該特定がん具等の青少年に対する販売をしないように努めなければならない。
 - (1) 性的感覚を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - (2) 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあり、かつ、犯罪を誘発する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- ※ 一部改正〔昭和57年条例38号・平成6年8号〕

（有害興行の指定及び観覧の制限）

第9条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該興行を有害興行として指定することができる。

- (1) 著しく性的感覚を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発す

る性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 知事は、前項の規定による指定をした後において必要があると認めたときは、当該有害興行を青少年に観覧させてはならないことを当該興行を主催する者又は当該興行を主催する者の団体に勧告することができる。

3 第1項の指定は、告示により行うものとする。

※ 一部改正〔昭和57年条例38号・平成6年8号〕

（有害図書等の指定及び販売等の禁止）

第10条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該図書等を有害図書等として指定することができる。この場合において、同条第3項の規定を準用する。

2 図書等で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定がない場合であっても有害図書等とする。

(1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿勢又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿勢等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下の号及び次号において同じ。）の数が、当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの

(2) 書籍又は雑誌（前号に該当するものを除く。）であって、卑わいな姿勢等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページの数が20ページ以上

あるもの。ただし、当該書籍又は雑誌の内容が主として読者の好色的興味に訴えるものでないと認められる場合における当該書籍又は雑誌を除く。

(3) 卑わいな姿勢等を被写体とした写真（印刷されたものを除く。）で規則で定めるもの

(4) カードその他これに類する印刷物であつて、卑わいな姿勢等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものが印刷されているもの

(5) ビデオテープ又はビデオディスクであつて、卑わいな姿勢等を描写した場面で規則で定めるものが連続して3分を超えるもの。この場合において、当該場面は連続しないが、当該場面に係る音声が連続するときは、当該場面が連続するものとみなす。

(6) ビデオテープ又はビデオディスク（前号に該当するものを除く。）であつて、卑わいな姿勢等を描写した場面で規則で定めるものが合わせて3分を超えるもの。ただし、当該ビデオテープ又はビデオディスクの内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められる場合における当該ビデオテープ又はビデオディスクを除く。

3 何人も、青少年に対し、有害図書等の販売等をしてはならない。

※ 一部改正〔昭和57年条例38号・平成6年8号〕

（有害図書等の陳列場所の制限）

第11条 図書等の販売等を業とする者は、有害図書等を陳列するときは、有害図書等の陳列場所を営業所の屋内の容易に監視することが

できる一定の場所に設けなければならない。

2 知事は、有害図書等が前項の規定に違反して陳列されていると認めるときは、当該図書等の販売等を業とする者に対し、有害図書等の陳列場所の変更を勧告することができる。

※ 追加〔昭和57年条例38号〕、一部改正〔平成6年条例8号〕

(有害がん具等の指定及び販売の禁止)

第12条 知事は、特定がん具等の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するため、これを青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれがあると認めたときは、当該特定がん具等を有害がん具等として指定することができる。この場合において、第9条第3項の規定を準用する。

- (1) 著しく性的感情を刺激するもの
- (2) 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあり、かつ、犯罪を誘発する性質を有するもの

2 特定がん具等で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定がない場合であっても有害がん具等とする。

- (1) 下着の形状をしたがん具
- (2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の者に収納されている物品
- (3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であって、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

3 特定がん具等の販売を業とする者は、青少年に有害がん具等の販売をしてはならない。

4 何人も、青少年に対し、有害がん具等を所持させないように努めなければならない。

※ 一部改正〔平成6年条例8号〕

(自動販売機管理者の設置)

第13条 自動販売業者は、その設置する自動販売機ごとに、第15条第2項の規定による有害図書等又は有害がん具等の撤去の措置を自ら直ちに執ることができない場合においては、当該自動販売業者に代わってその措置を執ることができるものとし、当該自動販売業者を自動販売機管理者として置かなければならない。

※追加〔昭和57年条例38号〕、一部改正〔平成6年条例8号〕

(自動販売機の設置の届出等)

第14条 自動販売業者は、図書等又は特定がん具等を販売するために自動販売機を設置しようとするときは、その設置する自動販売機ごとにあらかじめ、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 自動販売業者の氏名、住所及び電話番号
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地及び電話番号)
 - (2) 自動販売機の設置場所
 - (3) 自動販売機の設置場所の提供者の氏名及び住所
 - (4) 前条の規定により、自動販売機管理者を置く場合は、当該自動販売機管理者の氏名、住所及び電話番号
 - (5) 自動販売機の設置予定年月日
 - (6) 自動販売機で販売する図書等又は特定がん具等の種類
 - (7) 自動販売機の名称、型式及び製造番号
- 2 前項の規定による届出をした自動販売業者

(次項及び第4項において「届出業者」という。)は、当該届出に係る同項第2号に掲げる事項について変更をしようとするときはあらかじめ、当該届出に係る同項第1号、第3号、第4号又は第6号に掲げる事項について変更があったときは変更の日から15日以内に、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- 3 届出業者は、届け出た自動販売機の設置を廃止したことは、廃止の日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 届出業者は、届け出た自動販売機を設置した場合は、直ちに、第1項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事項を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。
- 5 前項の規定は、第2項の規定による届出した自動販売業者について準用する。

※ 追加〔昭和57年条例38号〕、一部改正〔平成6年条例8号〕

(自動販売機による有害図書等及び有害がん具等の販売制限)

第15条 自動販売業者は、その設置する自動販売機に有害図書等及び有害がん具等を収納してはならない。

2 自動販売業者又は自動販売機管理者は、当該自動販売業者の設置する自動販売機に収納されている図書等又は特定がん具等が有害図書等又は有害がん具等に指定されたときは、直ちに、当該図書等又は特定がん具等を撤去しなければならない。

3 知事は、有害図書等又は有害がん具等が自動販売機に収納されているときは、当該自動販売機の設置場所を提供している者に対し、

必要な勧告をすることができる。

※ 追加〔昭和57年条例38号〕、一部改正〔平成6年条例8号〕

(適用除外)

第16条 前3条の規定は、自動販売業者が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(同法第18条のダンス教授所等に係る営業を除く。)及び同法第2条第4項に規定する風俗関連営業の営業所に自動販売機を設置する場合又は屋内に自動販売機を設置し、かつ、青少年が有害図書等又は有害がん具等を購入することができないよう適正に管理している場合については、適用しない。

※ 追加〔昭和57年条例38号〕、一部改正〔昭和59年条例34号・平成6年8号〕

(特定薬品類等の販売の制限等)

第17条 知事は、身体に催眠、めいてい、興奮、幻覚、麻ひ等の状態(以下「催眠等の状態」という。)をひき起こさせる作用を有する薬品類等で、それを濫用することにより青少年の健康を害し、自制力を失わせるため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められたときは、当該薬品類等を特定薬品類等として規則で定めることができる。

- 2 何人も、青少年が催眠等の状態を得るような用法で特定薬品類等をみだりに使用するおそれがあることを知って、青少年に特定薬品類等を販売し、又は贈与してはならない。
- 3 何人も、睡眠等の状態を得るような用法で特定薬品類等をみだりに使用することを青少年に勧誘し、又は強要してはならない。

※ 追加〔昭和46年条例62号〕、一部改正〔平

成 6 年条例 8 号]

(有害広告物の措置命令)

第18条 知事は、屋内又は屋外で公衆に表示された広告物の内容が第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告主又は広告物の管理者に対し、当該広告物の除去又は内容の変更を命ずることができる。

※ 一部改正 [平成 6 年条例 8 号]

(質物の受入れ、古物の買受けの制限等)

第19条 質屋営業法 (昭和25年法律第 158号)

第 1 条第 2 項に規定する質屋又は古物営業法 (昭和24年法律第 108号) 第 1 条第 2 項に規定する古物商は、青少年から物品を質にとって金銭を貸し付け、又は古物 (古書籍を除く。次項において同じ。) を買い受けてはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められたときは、この限りでない。

2 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年から質入れ又は古物の売却の委託を受けないようにしなければならない。

※ 一部改正 [平成 6 年条例 8 号]

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第20条 何人も、青少年に対し、専ら自己の性的欲望を満足させる目的で、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 金品、職務、役務その他の財産上の利益を提供し、又はこれらの提供を約束して性行為又はわいせつな行為をすること。
- (2) 威迫し、欺き、又は困惑させて性行為又はわいせつな行為をすること。
- (3) 周旋を受けて性行為又はわいせつな行為をすること。

※ 追加 [昭和60年条例36号]、一部改正 [平

成 6 年条例 8 号]

(有害行為のための場所の提供及び周旋の禁止)

第21条 旅館業法 (昭和23年法律第 138号) 第 2 条第 1 項に規定する旅館業 (次条において「旅館業」という。)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同法第 2 条第 4 項に規定する風俗関連営業又は飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者は、前条各号に掲げる行為、とばく、麻薬若しくは覚せい剤の使用、医療目的以外の催眠剤の使用又は催眠等の状態を得るような用法による特定薬品類等のみだりな使用 (次項において「有害行為」という。) が行われることを知って、青少年に場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

2 何人も、有害行為が行われることを知って、青少年に場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

※ 一部改正 [昭和46年条例62号・57年38

号・59年34号・60年36号・平成 6 年 8 号]

(旅館業者の通知義務)

第22条 旅館業を営む者は、客として宿泊した青少年が明らかに保護を要すると認められたときは、速やかに警察官に通知しなければならない。

※ 一部改正 [平成 6 年条例 8 号]

(深夜外出の制限)

第23条 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜 (午後11時から翌日の午前4時までをいう。次項において同じ。) に外

出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、正当な理由がなく、保護者の委託又は承認を受けないで、深夜に青少年を連れ出してはならない。

※ 一部改正〔平成6年条例8号〕

第4章 審議会への諮問

第24条 知事は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ千葉県社会福祉審議会（次項において「審議会」という。）の意見を聽かなければならない。ただし、第2号又は第5号に掲げる場合で緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 第7条の規定による推奨をしようとするとき。
- (2) 第9条第1項、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定をしようとするとき。
- (3) 第10条第2項又は第12条第2項の規定により規則を定めようとするとき。
- (4) 第17条第1項の規定により特定薬品類等を規則で定めようとするとき。
- (5) 第18条の規定による命令をしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により指定をしたとき、又は命令をしたときは、速やかに審議会に報告しなければならない。

※ 一部改正〔昭和46年条例62号・60年33号・平成6年8号〕

第5章 雜 則

（申出及び通報）

第25条 何人も、第7条の規定による推奨若しくは第9条第1項、第10条第1項若しくは第

12条第1項の規定による指定をし、第17条第1項の規定により特定薬品類等を規則で定め、又は第18条の規定による命令をすべき旨を知事に申し出ることができる。

- 2 何人も、図書等又は特定がん具等の販売等、広告物の掲出その他の行為が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、これらの行為、場所等を知事に速やかに通報するよう努めるものとする。

※ 一部改正〔昭和46年条例62号・57年38号・平成6年8号〕

（立入調査等）

第26条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めたときは、当該職員をして、営業時間内において、営業所（自動販売機の設置場所を含む。）に立ち入って調査を行わせ、関係者から資料の提出を求め、又は関係者に対して質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査等は、必要な最小限度において行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。

3 当該職員が第1項の規定による立入調査等を行う場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

※ 一部改正〔昭和57年条例38号・平成6年8号〕
（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

※ 一部改正〔昭和60年条例36号・平成6年8号〕

第6章 罰 則

(罰則)

第28条 第20条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第10条第3項の規定に違反した図書等の販売等を業とする者

(2) 第12条第3項、第15条第1項若しくは第2項、第17条第2項若しくは第3項又は第21条第1項の規定に違反した者

(3) 第14条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第18条の規定による命令に従わなかった者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第14条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

(2) 第19条第1項又は第21条第2項の規定に違反した者

(3) 第26条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

※ 全部改正〔昭和46年条例62号〕、一部改正〔昭和57年条例38号・60年36号・平成4年16号・6年8号〕

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が当該法人又は人の業務に関して前条第2項又は第3項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても同条の刑を科する。

※ 一部改正〔昭和60年条例36号・平成4年16号・6年8号〕

(免責)

第30条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。ただし、営業に関し成年者と同一の能力を有する青少年が営む当該営業に関する罰則の適用については、この限りでない。

※ 追加〔昭和60年条例36号〕、一部改正〔平成6年条例8号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して3箇月を経過した日から施行する。

2 夜間における児童の保護に関する条例（昭和23年千葉県条例第103号）は、廃止する。

3 この条例の施行前にした夜間における児童の保護に関する条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和46年10月25日条例第62号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年12月23日条例第38号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に図書類を販売するため自動販売機を設置している者で、引き続き設置しようとするものは、改正後の千葉県青少年健全育成条例第10条の4第1項に規定する届出を、昭和58年4月30日までに行わなければならない。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年12月14日条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（昭和60年12月23日条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年1月12日から施行する。（後略）

附 則（昭和60年12月23日条例第36号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月26日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年5月6日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月26日条例第8条）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年7月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日

から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正後の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第4号に規定する図書等又は同条第5号に規定する特定がん具等を販売するため自動販売機を設置している者で、引き続き設置しようとするものは、当該自動販売機について、平成6年7月31日までに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める事項を知事に届け出なければならない。

(1) 改正前の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正前の条例」という。）第7条に規定する図書類を収納する自動販売機 改正後の条例第14条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる事項

(2) 前号に規定する自動販売機以外の自動販売機 改正後の条例第14条第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項

- 3 前項の規定による届出（同項第1号の規定による届出にあっては、当該届出に係る改正前の条例第10条の4の規定による届出を含む。）は、改正後の条例第14条第1項の規定による届出とみなして、同条の規定を適用する。

4 改正後の条例第10条第2項又は第12条第2項の規定により規則を定めようとする場合については、知事は、この条例の施行前においても千葉県社会福祉審議会の意見を聴くことができる。

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。